

書類審査

資料 9

平成28年度

養鰻振興事業補助金

評価表 NO.

35

所管部課名	林務水産課	担当者	外城 康信					
事務事業名	水産振興費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、養鰻振興事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成28年度 予算額	180千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 180千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	養鰻価格の安定・川内産ウナギとしてのブランド化 (魚食普及活動による白焼き配布施設数)		2福祉施設	平成33年度				
補助対象者	川内地区養鰻業振興協議会							
補助対象経費	養鰻業の振興に必要と認められる経費							
補助対象事 業・活動の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費販路拡大 ・後継者対策 ・資源回復 							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は 補助率	予算で定める額							
上記項目の 積算方法	180,000円							
補助 過 去 3 年 の 決 算 状 況 等 の	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	
	収入	自己資金	990,000	84.6%	1,200,000	87.0%	1,220,000	87.1%
		会費収入	990,000	84.6%	1,200,000	87.0%	1,220,000	87.1%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	180,000	15.4%	180,000	13.0%	180,000	12.9%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,170,000	100.0%	1,380,000	100.0%	1,400,000	100.0%
	支出	事業費	1,170,000	100.0%	1,380,000	100.0%	1,400,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計		1,170,000	100.0%	1,380,000	100.0%	1,400,000	100.0%	
支出計/前年度支出計				117.9%	101.4%			
自己資金/前年度自己資金				121.2%	101.7%			
翌年度繰越金/市補助金		0.0%			0.0%	0.0%		
交付件数		1			1	1		
成果指標の推移①		2			2	2		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」</p> <p>【事業のPR方法】好評につき、各種プロのキャンプや合宿に寄贈している。また福祉施設等へも毎年寄贈している。</p> <p>【その他】</p> <p>①薩摩川内産ウナギを確立するためには必要である。</p> <p>②薩摩川内うなぎ株式会社が建設され、薩摩川内産ウナギを全国発信している。</p> <p>③平成7年の頃までは地区内に40軒以上の養鰻業者があったが、外国産輸入(中国産等)及びここ数年のシラスウナギ漁の低迷等が影響し、現在9業者になっている。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市の養鰻振興に寄与している。 薩摩川内うなぎ株式会社が平成22年1月に設立され、雇用が推進された。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①において、薩摩川内市のウナギブランド化に向けた取り組みを行っていることから必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	産地偽装や食のずさんな管理により、食の信頼性が失われるケースがあるが、市民が望むものは、安全で安心な国産の食材であり、本市産のウナギについても、それを実現するために努力している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	事業内容については、放流や先進地研修等が主であり、専門的知識が求められるため。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	薩摩川内ウナギを広く周知するため、成鰻の放流や福祉施設への寄贈、産業祭などへの協力を考慮する妥当な金額であると思われる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	不足部分は自己資金で実施しており、マンネリ化等見られない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	稚魚の放流・児童福祉施設への寄贈など、予算内で活動するだけでなく、スポーツ団体来薩時にもウナギの贈呈行為など本市PR協力を行っている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	稚魚放流・先進地研修・養殖魚体の検査等、様々な方面を使用できる制度が他に見当たらない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	川内産ウナギのPR活動への補助として妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ シラスウナギの採捕量の激減やウナギ価格の上昇等に伴い、厳しい経営現状にある養鰻業の浮揚(経営改善、薩摩川内うなぎのブランド化等)を後押しするためにも、当面、補助は必要と思われる。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 当面は、事業内容の継続と充実の指導		≪まとめ≫

養鰻振興事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる養鰻振興事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 養鰻振興に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は川内地区養鰻業振興協議会とする。
- (2) 事業計画の内容が養鰻業の経営の安定化及び鰻消費の拡大に関するものであること。
- (3) 全号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 養鰻振興事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 養鰻業の振興に必要と認められる経費。

(交付の申請)

第5条 規則第5条に基づき申請を行うものとする。

2 規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

(交付の基準)

第6条 養鰻振興事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に養鰻振興事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 規則第15条に基づき実績報告を行うものとする。

(効果の測定)

第8条 養鰻振興事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）

は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 養鰻価格の安定
- (2) 川内産鰻としてのブランド化

(補助事業者等の責務)

第9条 養鰻振興事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の養鰻業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、当該年度において検討を行い、その結果に基づいて、次年度において所要の措置を講ずるものとする。